

京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第4条第1項の規定により下記の建築物を保存建築物登録原簿に登録しましたので、同条第4項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成31年2月6日

京都市長 門川 大作

1 建築物の名称

旧小林家住宅

2 建築物の敷地

京都市右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町45番15, 45番19

3 建築物の概要

(1) 用途 飲食店

(2) 構造・規模 木造地上1階建て

4 登録年月日及び番号

平成31年2月1日 第012号

5 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)